

ガス障害者に対する特別手当等支給要綱

昭和44年12月10日 蔵計第4347号
最終改正 平成18年4月1日 財計第1247号

第1章 認定患者に対する救済措置

(特別手当の支給)

第1条 国家公務員共済組合連合会理事長(以下「理事長」という。)は、ガス障害者救済のための特別措置要綱(昭和29年2月12日蔵計第280号。以下「特別措置要綱」という。)に基づき療養を要するものと認定された者(以下「認定患者」という。)であつて、当該認定に係る疾病の状態にあるものに対し、特別手当を支給する。

- 2 特別手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、1月につき、101,370円とする。
- 3 特別手当の支給は、第1項の認定があつた日の属する月の翌月から始め、同項に規定する要件に該当しなくなつた日の属する月で終わる。

(医療手当の支給)

第2条 理事長は、特別措置要綱に基づき療養を受けている認定患者に対し、その療養を受けている期間について、医療手当を支給する。

- 2 医療手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、1月につき、次の各号の区分に従い、当該各号に掲げる額とする。
 - (1) その月において特別措置要綱に基づく療養(病院に收容された場合の療養を除く。)を受けた日数が3日以上の場合36,180円とする。
 - (2) その月において前号に規定する療養を受けた日数が3日未満の場合33,800円とする。
 - (3) その月において特別措置要綱に基づく療養(病院に收容された場合の療養に限る。)を受けた日数が8日以上の場合36,180円とする。
 - (4) その月において前号に規定する療養を受けた日数が8日未満の場合33,800円とする。
- 3 同一の月において、特別措置要綱に基づき、病院に收容された場合の療養と病院に收容されなかつた場合の療養とを受けた場合にあつては、その月分の医療手当の額は、前項の規定にかかわらず、36,180円とする。

(介護手当の支給)

第3条 理事長は、認定患者であつて、当該認定に係る疾病により別表1に定める介護を要する状態にあり、かつ、介護を受けている者に対し、その介護を受けている期間について、介護手当を支給する。ただし、その者(その当該認定に係る疾病により別表2に定める状態に該当する者を除く。)が介護者に対し介護に要する費用を支出しないで介護を受けている期間については、この限りでない。

- 2 介護手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、1月につきその月において介護に要する費用として支出された費用の額(その額が69,720円をこえるとき

は、69,720円)とする。

- 3 その当該認定に係る疾病により別表2に定める状態に該当する者に支給する介護手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号の区分に従い、当該各号に掲げる額とする。
 - (1) その月において介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合、その月において介護に要する費用として支出された費用の額(その額が104,590円をこえるときは、104,590円とし、21,570円に満たないときは、21,570円)
 - (2) その月において介護に要する費用を支出して介護を受けた日がない場合21,570円

第2章 一般障害者に対する救済措置

(医療手帳の交付)

第4条 旧陸軍造兵廠忠海製造所、旧陸軍広島兵器補給廠忠海分廠、旧陸軍造兵廠曾根製造所及び旧相模海軍工廠の従業員のうち旧陸軍共済組合又は旧海軍共済組合の組合員で、ガス製造等の業務に直接従事していた者(認定患者を除く。)は、理事長に医療手帳の交付を申請することができる。

- 2 理事長は、前項の申請をした者が同項に規定する者に該当するものと認定したときは、その者に医療手帳を交付するものとする。
- 3 理事長は、前項の認定を行うに当たっては、あらかじめガス障害調査委員会の確認を求めなければならない。

(医療費の支給)

第5条 理事長は、前条の規定により医療手帳の交付を受けた者で次に掲げる疾病にかかっているもの(以下「一般障害者」という。)が、当該疾病につき、理事長が指定する病院若しくは診療所(健康保険法(大正11年法律第70号)第44条ノ4第1項に規定する指定訪問看護事業者及び介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者(同法第7条第8項に規定する訪問看護を行う者に限る。))を含む。)又は薬局(以下「指定医療機関」という。)から医療(健康保険法第43条第1項各号に掲げる療養の給付(同条第2項に規定する食事療養及び同法第44条ノ14に規定する移送を含む。)をいう。以下同じ。)を受けたときは、その者に対し、当該医療に要した費用の額を限度として、医療費を支給する。ただし、その者が、当該疾病につき法令の規定により医療に関する給付を受け、若しくは受けることができたとき、又は当該医療が法令の規定により国若しくは地方公共団体の負担による医療に関する給付として行われたときは、当該医療に要した費用の額から当該医療に関する給付の額を控除した額(その者が健康保険法、船員保険法(昭和14年法律第73号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号、他の法律において準用し、又は例による場合を含む。))、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)による療養の給付若しくは老人保健法(昭和57年法律第80号)による医療を受け、又は受けることができたときは、当該療養の給付、又は医療に関するこれらの法律の規定による一部負担金に相当する額及び入院時

食事療養に係る標準負担額とし、当該医療が法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療の現物給付として行われたときは、当該医療に関する給付について行われた実費徴収の額とする。)の限度において支給するものとする。

(1) 慢性呼吸器疾患(慢性鼻咽頭炎、慢性副鼻腔炎、慢性気管支炎、慢性気管支拡張症、慢性肺気腫、慢性喉頭炎、肺線維症及びぜん息をいう。)並びに同疾患に罹患している者に発生した気道がん(副鼻腔がん、舌がん、咽頭がん、喉頭がん、気管がん、気管支がん、肺がん及び縦隔がんをいう。)及び皮膚がん(ボーエン病を含む。)。ただし、ガスの障害作用に起因するものでないことが明らかであるものを除く。

(2) 前号に掲げる疾患にかかっている者に併発した循環器疾患(右心不全をいう。)呼吸器感染症、消化器疾患(胃がん、胃潰瘍及び十二指腸潰瘍をいう。)及び皮膚疾患(砒素角化症、化学熱傷瘢痕上に生じた湿疹及び皮膚炎群をいう。)

2 一般障害者は、指定医療機関から医療を受けようとするときは、当該指定医療機関に医療手帳を提出しなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない事情により提出することができない場合には、その事情がなくなつた後遅滞なく医療手帳を当該指定医療機関に提出しなければならないものとする。

3 第1項の医療に要した費用の額は、健康保険の診療方針及び診療報酬(老人保健法による医療を受けることができる者に係る医療に要した費用の額については、老人保健法の医療に要する費用の額の算定方法)の例により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。

4 一般障害者が指定医療機関から医療を受けた場合においては、理事長は、医療費として当該一般障害者に支給すべき額の限度において、その者が当該医療に関し当該指定医療機関に支払うべき費用を、当該一般障害者に代わり、当該指定医療機関に支払うことができる。

5 前項の規定による支払いがあつたときは、当該一般障害者に対し、医療費の支給があつたものとみなす。

(健康管理手当の支給)

第6条 理事長は、一般障害者に対し、健康管理手当を支給する。

2 第1項に規定する者は、健康管理手当の支給を受けようとするときは、理事長の認定を受けなければならない。

3 理事長は、前項の認定を行う場合には、あわせて前条第1項に掲げる疾病が継続すると認められる期間を定めるものとする。この場合においては、その期間は、5年をこえることができない。

4 健康管理手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、1月につき、33,800円とする。

5 健康管理手当の支給は、第2項の認定を受けた者が同項の認定の申請をした日の属する月の翌月から始め、その月から起算してその者につき第3項の規定により定められた期間が満了する日(その期間が満了する日前に第1項に規定する要件に該当しなくなつた場合にあつては、その該当しなくなつた日)の属する月で終わる。

(保健手当の支給)

第7条 理事長は、第4条の規定により医療手帳の交付を受けた者のうち、かつ、第5条

の規定による疾病にかかつて指定医療機関から医療を受けた者であり、かつ、当該指定医療機関において、当該疾病の再発のおそれがあると認められた者に対し、保健手当を支給する。ただし、その者が健康管理手当の支給を受けている場合は、この限りでない。

2 前項に規定する者は、保健手当の支給を受けようとするときは、同項に規定する要件に該当することについて、理事長の認定を受けなければならない。

3 保健手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、1月につき、16,950円とする。

4 保健手当の支給は、第2項の認定を受けた者が同項の認定の申請をした日の属する月の翌月から始め、第1項に規定する要件に該当しなくなつた日の属する月で終わる。

(介護手当の支給)

第8条 理事長は、一般障害者であつて、当該障害により別表1に定める介護を要する状態にあり、かつ、介護を受けている者に対し、その介護を受けている期間について、介護手当を支給する。

2 前項に定めるもののほか、一般障害者に対する介護手当の支給については、認定患者に対する介護手当の支給の例による。

(受給権調査票の届出)

第9条 特別手当、医療手当、介護手当、健康管理手当及び保健手当(以下「特別手当等」という。)の受給権者については、毎年、連合会が指定する日までに、受給権調査票を提出させなければならない。

2 連合会は前項の書類の提出があるまで、指定日の属する月の翌月以後に支払うべき特別手当等の支払を差し止めることができる。

(理事長への委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施のための手続きについて必要な事項は、理事長が定める。

附 則

1 この改正は、平成18年4月1日から適用する。

2 平成18年3月以前の月分の特別手当、医療手当、介護手当、健康管理手当及び保健手当の額については、なお従前の例による。

別表 1

- 1 音声又は言語機能を喪失したもの
- 2 体幹の機能に歩くことが困難な程度の障害を有するもの
- 3 前2項に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は安静を必要とする病状が前2号と同程度以上と認められる状態であつて、家庭内での日常生活が著しい制限を加えることを必要とする程度のもの

別表 2

- 1 体幹の機能に座つていてできない程度の障害を有するもの
- 2 前号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの